福井市在宅育児応援手当について

第２子以降の０～２歳児を在宅で育児する世帯を対象に手当を支給します

■ 対象者

対象児童	□ ①福井市に住民登録があること
	□ ②世帯において第２子以降であること
	□ ③生後８週間を超え、満３歳に満たないこと
	□ ④子が認可保育園・認定こども園・幼稚園のいずれにも在園していないこと
対象保護者	□ ⑤福井市に住民登録があり、対象となる児童と住居もしくは生計を共にする者の集まり、またはこれらと同等のものとして市が認めたもの
	□ ⑥職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと（配偶者含む）
	□ ⑦生活保護を受けていないこと
	□ ⑧暴力団員や公序良俗に反するものなど市長が不適切と認めたものでないこと（配偶者含む）

◎上記①～⑧のすべてに当てはまる場合のみ対象となります。支給を受けるには申請が必要です。以下のことをご確認ください。

■ 支給額

対象となる児童１人あたり月額１万円

■ 支給期間

支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

■ 支給月

2月･6月･10月（４か月に一度、４か月分を指定の口座に振り込みます。）

■ 手当の支給の流れ

【申請者】
申請書の提出

【申請に必要な書類】

◎全員必須

- □ 申請書（様式第１号）
- □ 育児休業給付金受給申請状況申請証明書（配偶者を含め２枚）（様式第２号）
- □ 振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人等が記載されている部分）

□ **【申請受付窓口】　福井市役所　別館２階　こども政策課**

※郵送の受付も可能ですが、書類に不備や不足があれば、再度または追加の提出が必要になります。

裏面へ続く

【福井市】
審査・支給の決定

※不支給となった場合、手当の支給はありません。

【福井市】
手当支給

２月・６月・１０月（４か月に一度、４か月分を指定の口座に振り込みます。）

◆様式は、ホームページでダウンロードまたはこども政策課窓口にて配布しています。
◆申請書及び申請に必要な書類を提出してください。提出がない場合、手当の支給はありません。
◆１月１日時点で福井市に住民登録がない場合、住民登録があった市町村が発行した市町村民税の課税証明書が必要となります。
◆福井市の住民基本台帳で申請者と対象児童の続柄を確認できない場合は、戸籍謄本などの提出をお願いすることがあります。
◆このほか、支給決定後も引き続き支給要件を満たすかどうか、市が定期的に確認します。
◆支給要件を満たさなくなった場合は、支給期間であっても支給決定を取り消します。また、支給決定の取り消しに伴い、手当の返還を求めることがあります。

■ お問い合わせ先

〒910-8511 福井市大手３丁目 10-1
福井市役所　別館２階　こども政策課（☎２０-５４１２）